

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.2 5 8】

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 400 力所へ送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。
本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。
情報提供の送信方法を変更し、本メールでは【目次】のみを送信し、
【本文及び添付ファイル】は、下記の BYA-HP を参照いただく方式としました。

【目次】

1. 国循特集 (内容証明郵便 添付)
2. 現代精神医学事典 (添付)
3. アシュトンマニュアル (添付)
4. DSM-5 精神疾患の統計・診断マニュアル (添付)
5. カプラン臨床精神医学テキスト (DSM-5 の臨床への展開) (添付)
6. 精神科救急医療ガイドライン (添付)

【記事】

1. 国循特集 (内容証明郵便 添付)

ベンゾジアゼピン医療過誤事故を引き起こした国循に対して、その原因を分析するため、各種の法人文書の開示請求を継続している。この請求は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく適法なものであるが、国循は、現在も裁判が係属中のため、「自分が裁判で不利になる文書は開示しない」として情報開示請求に応じていない。しかし、そのような理由は同法で認められておらず、国循の不開示は違法状態にある。そこで、当方は、審査請求を行ったので、国循は、同法で総務省の個人情報審査会へ諮問する義務があるが、諮問行為自体を行おうとしない。なぜなら、同審査会で「情報開示命令」される可能性が高いため、開示せざるを得なくなる。そこで、国循は、審査請求されても同審査会へ諮問しない＝だんまりを決め込む作戦に出ている。これも同法違反である。

独立行政法人は、いわゆる「行政庁」であるため、法人文書は、原則、「開示」とされているが、国循は、医療事故の事実関係を示す法人文書を隠蔽して開示しない。したがって、当方は、現在、開示を求める訴訟を準備しているため (名古屋地裁)、その証拠となる審査請求書は、すべて『内容証明郵便』で国循に送達している。内容証明郵便は証拠として裁判で採用され、国循が情報開示及び諮問手続きを懈怠 (怠っていること) が立証される。

2. 現代精神医学事典 (添付)

改めて、医学事典を (平成 23 年版) を見ると、すでにベンゾジアゼピン薬物依存及び離脱症状が掲載されている。一方で、ベンゾジアゼピンの医薬品添付文書の改訂は平成 29 年 3 月 21 日まで行われなかった。日本でのベンゾジアゼピンの副作用の危険性の警告は、先進諸外国から約 30 年遅れていた。この実態の原因はどこにあるのか? いまだに、過去の薬害 (例えば、エイズやスモンの否定説など) と同じことが生じている。

医学事典で、皆さんの症状などをご参考にすれば、よく理解できる。

3. アシュトンマニュアル (添付)

改めて、アシュトン教授のマニュアルを読むと、ベンゾジアゼピンの副作用及び減薬治療について、詳細な記載がある。特に、減薬は「ジアゼパム換算評価」により、複数年をかけて減薬する必要が記載されている。Mr.Tanaka and Mr.Wayne による翻訳力作である。

2021/02/17 15:59

一方、今でも、短期間での減薬で大丈夫かという問い合わせが多いが、それは「危険」以外の何ものでもなく、遷延化して取り返しがつかなくなるだろう。ベンゾジアゼピン副作用の治療を受ける方は、他人任せにせず、ご自分でよく文献等で調べるのが重要であり、任せていては、副作用は重症化するだけである。

4. DSM-5 精神疾患の統計・診断マニュアル（添付）
5. カプラン臨床精神医学テキスト（DSM-5の臨床への展開）（添付）
6. 精神科救急医療ガイドライン（添付）



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史